### No.9

# まちづくり通

瑞浪駅南地区市街地 令和3年4月発行

## 

### 瑞浪駅南地区市街地再開発準備組合が設立しました!

3月25日に地域交流センターときわにて、準備組合の総会を開催し、準備組合を無事に設立すること が出来ました。今後は準備組合としてさらに再開発事業を進め、瑞浪駅前を盛り上げていけるよう一緒に 頑張りましょう!



23 名の方にご参加いただきまし

メディアに取り上げられました→

3月27日中日新聞・岐阜新聞

3月25日 東濃ニュース

4月 9日 東濃新報

↑設立総会の様子

た









### 社会実験イベント 瑞浪エキマエMマーケット

Mビルに関連した多世代交流空間のニーズを探る社会実験と して、3月27日に、岐阜を中心に活躍するクリエイターが集ま るマーケットを開催されました。

衣食住、暮らしに寄り添うこだわりの品々と、おいしいキッチ ンカーが M ビルと駅前広場に勢ぞろい。 たくさんの方がイベン トに訪れ、家族連れの姿も多くありました。

将来、整備が計画されている芝生広場でこのようなイベント が開催され、駅前がにぎやかになったらいいなと再開発事業が 実現したときのイメージがふくらみましたね。

Mマーケットは近いうちで2回開催が決まっているようです ので、ぜひ家族や友人などとぜひ遊びにいってみてください。

Instagram公式アカウント @mmarket.mznm







## まちづくり講座 皆様の疑問を解決します!

Q 道路や広場を作るのに地権者の資産が使われるの?

A 道路や広場など公共施設の費用は、施設の管理者(行政)が負担します。

- ●私たちが今後作っていく 再開発事業の区域内のすべての地権者で組織する「再開発組合」 は法人です。
- ●地権者は組合に加入しますが、再開発事業にかかる契約・工事・支払いはすべて、法人であ る再開発組合が行います。
- ●道路や下水道、広場など公共施設の管理者(行政)は、その施設整備費用を組合に支払いま す。このお金を「公共施設管理者負担金」といいます。



●法人格となる組合が契約者になるので、地権者個人の負担は、基本的には発生しません。 仮住居費用や営業補償は、組合で決めたルールで支払われます。

●地権者が支払う費用は、追加で取得したい床面積があった場合の費用のみとなります。

### 準備組合の活動

準備組合も設立され、これからも再開発事業の成立に向けて様々な活動をしてい きますので、よろしくお願いします。

これを機会にいま一度、再開発事業の仕組みなど勉強していきましょう! 今年度の活動で、組合としてやってみたいこと、お話を聞いてみたい人、視察で行 ってみたいところなど要望がありましたら理事までお知らせください。

